

令和8年度八ッ場エリア観光振興支援業務 仕様書

1 目的

八ッ場ダム建設に伴い新たに誕生した八ッ場あがつま湖を中心とした「八ッ場エリア(※1)」の認知度や来訪意欲の向上に資する各種施策を実施し、八ッ場ダムや八ッ場エリアに点在する地域振興施設(※2)における来訪者数の増加や各施設の周遊に繋げることを目指す。

(※1) 八ッ場エリアとは、長野原町および東吾妻町の以下の地区を指す。

長野原町：川原畑地区、川原湯地区、林地区、横壁地区、長野原地区

東吾妻町：松谷地区、三島地区

(※2) 地域振興施設とは、八ッ場ダム生活再建事業により整備された以下の施設を指す。

(詳細は「【別紙1】地域振興施設の概要」を参照)。

- ・ 自転車型トロッコアガッタン
- ・ 道の駅あがつま峡
- ・ やんば茶屋
- ・ 王湯会館(川原湯温泉)
- ・ 川原湯温泉遊びの基地NOA(川原湯温泉駅キャンプ場)
- ・ 道の駅八ッ場ふるさと館
- ・ 八ッ場湖(みず)の駅丸岩(水陸両用バス「八ッ場にやがてん号」)
- ・ 長野原・草津・六合ステーション
- ・ やんば天明泥流ミュージアム
- ・ 八ッ場屋内運動場

2 業務名称

令和8年度八ッ場エリア観光振興支援業務

3 委託業務内容

(1) 八ッ場エリアのプロモーション支援

八ッ場エリアにおける来訪者数の増加に繋げるため、八ッ場エリアの認知度や来訪意欲の向上に資する各種施策を実施する。

なお、以下に示す①～③のメニューは必ず実施するものとし、それら以外にも効果的と考えられるメニューがあれば積極的に提案に盛り込むこと。ただし、「PR動画制作」は別事業において実施予定のため、本事業の提案には盛り込まないこと。

① インフルエンサーを活用したSNSプロモーションの実施

- ・ インフルエンサーを活用してSNSプロモーションを実施する。
- ・ 起用するインフルエンサーや人数、活用するSNS媒体は任意とするが、より効果

的なプロモーションとなるよう具体的に提案すること。

② 観光パンフレットを活用したプロモーションの実施

- ・ ハッ場ダム水源地域対策事務所で制作した観光パンフレット「ハッ場ダムの歩き方」を活用したプロモーションを実施する。
- ・ 冊子版とPDF版が使用可能である。冊子版に関しては10,000部を上限として、必要な部数をこちらから提供する。
- ・ 実施内容については任意とするが、より効果的なプロモーションとなるよう具体的に提案すること。

③ ハッ場エリアの周遊を促す施策の実施

- ・ ハッ場エリアを訪れた観光客がハッ場ダムや地域振興施設等を周遊し、エリア内での滞在時間の増加に繋がるような施策を実施する。
- ・ 実施内容については任意とするが、より効果的な施策となるよう具体的に提案すること。また、施策を実施する際に地域振興施設の各事業者に極力負担を掛けないように工夫すること。

(2) フィールドワークの実施

本業務を実施するにあたり、ハッ場エリアの行政関係者や地域振興施設の事業者等の協力が必要不可欠であることから、これらに対する定期的なフィールドワークを実施し、良好な関係構築に努めるとともに、ハッ場エリアへの来訪者数増加に向けた現状分析や課題の抽出・整理を行う。なお、フィールドワークの実施頻度および回数については任意とする。

(3) 課題や意見・要望への対応

(2)において実施したフィールドワークで明らかとなった課題や、フィールドワーク中に寄せられた意見・要望について、内容を精査のうえ、本事業の中で対応可能なものについては対応する。具体的な実施内容は別途協議により決定する。また、精査の結果、本事業の中で対応不可能となった場合も、課題解決に向けた施策の実施計画を策定するとともに、寄せられた意見・要望に対しては、対応手法や参考事例を提供する等により、可能な範囲で協力すること。

(4) 実施結果の分析及び次年度以降に向けた施策案の作成

(1)～(3)において実施した各施策の実施結果を分析・検証し、次年度以降に取り組む必要があると考えられる施策案を作成する。

(5) その他

- ・ 本業務におけるターゲットには首都圏（主に群馬県、埼玉県、東京都）在住の20代～40代の男女を必ず組み込むこと。なお、これ以外のターゲットについては任意とする。
- ・ (1)～(4)以外に、本業務の目的達成に効果的な施策があれば提案すること。なお、ハッ場ダム水源地域対策事務所で管理・運営している観光情報サイト「やん

「ば旅ナビ」のHPおよびXも利用可能なので、必要に応じて提案に活用すること。

やんば旅ナビHP <https://www.pref.gunma.jp/site/yamba/>

〃 X https://x.com/yambadam_gunma

4 業務実績報告書の提出

本業務完了後は速やかに、業務実績報告書とそれに付随する資料を紙媒体及び電子媒体にて提出する（※様式任意）。

なお、各媒体の提出部数は以下のとおり。

- ・ 紙媒体：3部
- ・ 電子媒体（CDもしくはDVD）：1部

5 契約期間

契約締結日から令和9年3月25日（木）まで

6 その他

- （1）前条までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場
合がある。
- （2）契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者
で細部を打合せの上で締結する。
- （3）感染症や自然災害等のやむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更する
ことがある。
- （4）受託者は、成果物が他者の所有権や著作権、肖像権を侵害しないことを保証するもの
とする。
- （5）本事業に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属することとし、群馬県は、
事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有
していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとし
る。
- （6）本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。